

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年6月10日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託件名

梅津営業所ボイラー他更新工事設計業務委託

### (2) 履行場所

京都市交通局高速鉄道部技術監理課

### (3) 業務概要

本業務は、梅津営業所におけるボイラー、高架水槽の更新工事の設計及び洛西営業所におけるボイラー更新工事の設計を行うものである。

### (4) 履行期間

契約締結後から令和5年2月28日まで

### (5) 支払条件

#### ア 前金払

請負代金の3割を超えない範囲内の額を支払う。

#### イ 部分払

なし

## 2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部総務課契約担当

(電話 075-863-5095)

## 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日((1)にあっては、公告の日から開札の日までの間)において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(2) 京都市交通局競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に登録されていること。

(3) 建築士法に規定する「一級（又は二級）建築士事務所」に登録していること。

(4) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置すること。

ア 設備設計1級建築士又は建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

イ 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

ウ 空調衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者
    - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
    - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

  - ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

  - イ 入札端末機利用者カード（規程第7条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市交通局企画総務部総務課（以下「総務課」という。）窓口に設置する入札端末機（規程第7条第2項に規定する入札端末

機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する(この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていなければならない。)。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、総務課窓口に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し(この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1日前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。)，(3)により設計図書等を購入する。

(3) 当該委託に係る設計図書等を購入しようとする者は、(2)の期間内に、次の設計図書等の販売業者に、複写承認書を提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396 第3キヨートビル1F

(電話 075-871-8400)

想定販売金額 1,700円(A4白黒コピー17枚, A3白黒コピー34枚)

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

令和4年6月20日、21日及び22日の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格

予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

予定価格 4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

最低制限価格の算定に用いた区分 「建築設計」

(8) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により、次の書類を提出しなければならない。

なお、入札者がインターネット利用者の場合は、ア及びエの登録印の押印を省略することができるものとする。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3 (4) の管理技術者を記載し、その者の資格者証の写し及び雇用関係等を証明する書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

エ 経歴書（用紙交付）

3 (4) の管理技術者について、実務経験を記載すること。

(9) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のウェブページ（ウェブページのアドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>）において、入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び経歴書を掲示するので、ウェブページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

#### ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office 365で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）。

#### イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入封かんし、封筒表面には入札番号、委託件名及び履行場所のみを記載して、4（6）の入札期間内に、2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

### 5 開札及び落札者の決定

#### （1）開札予定日時

令和4年6月23日 午前9時

#### （2）入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、次に最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

#### （3）落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

#### （4）入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次のアからエのいずれかに該当することとなつたときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次のアからエのいずれかに該当することとなつたときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき

- イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき
- ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき
- エ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき

#### (5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から交通局のウェブページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

#### (6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかつた理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所にまで持参し、提出すること。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除

#### (2) 契約保証金

免除

### 7 入札の無効

規程第7条の2各号（第3号を除く。）に該当するもののほか、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

### 8 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否　　要
- (4) 本公告に関する問合せ先　　2の問合せ先に同じ。
- (5) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
  - ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(8) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(交通局企画総務部総務課)